

日高町農業委員を募集します

農業委員に欠員が生じたため、日高町農業委員会の委員の選任に関する規程第9条第1項の規定により、候補者を次のとおり募集いたします。

1 募集の内容

- ①募集人数 1人
- ②任 期 令和6年3月18日まで
- ③身 分 日高町農業委員会農業委員（非常勤職員）
- ④報 酬 月額34,000円



2 主な業務内容

- ① 農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議並びにこれらに関連する現地調査。
- ② 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務。
- ③ 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導。

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

- ① 日高町に住所を有する者。
- ② 日高町が設置する執行機関の委員でない者。
- ③ 日高町職員及び日高町が設置する執行機関の職員でない者。

※以下の方は推薦及び応募できません。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない者。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

※固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育委員会委員との兼職は法律で禁止されています。

4 推薦及び応募の方

- ① 町内全域又は地区からの農業者等3名以上の推薦。
- ② 法人又は農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦。
- ③ 一般応募。

それぞれ規定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送により日高町農業委員会事務局へ提出してください。様式については、日高町農業委員会事務局または日高町ホームページよりダウンロードできます。

5 推薦及び応募受付期間

令和3年5月25日(火)～令和3年6月21日(月)

6 申込者等に関する情報の公開

応募者及び推薦を受けた者、推薦した者の情報につきましては、法令により情報公開が義務付けられているため、受付期間の中間及び終了後に日高町ホームページにて情報を公開します。（氏名・職業・年齢・推薦を受けた者の数並びにそのうちの認定農業者等及び準ずる者の数・応募した者の数並びにそのうちの認定農業者等及び準ずる者の数）

7 選考方法

日高町農業委員候補者評価委員会において、書類審査を実施し、その評価結果を参考にして町長が候補者を選考します。選考された候補者は、町議会の同意を得たうえで日高町農業委員に任命されます。

8 その他

- ① 提出された書類は、返却しません。
- ② 応募又は推薦に係る経費は、全て応募する者又は推薦する者の負担となります。
- ③ 申込書に記入された内容の確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。
- ④ 議会の同意を得た後に応募者及び推薦を受けた者へ文書により通知します。

9 お問い合わせ先・申込先（役場開庁日の午前8時30分～午後5時15分まで）

〒059-2192 沙流郡日高町門別本町210番地の1

日高町農業委員会事務局 電話 01456-2-6189 FAX 01456-2-6191

日高町住宅リフォーム補助金交付制度のお知らせ

本補助制度は、今年度(令和3年度)をもって終了する予定です。
また、予算の都合上、受付期間内の途中で終了する場合があります。

1 補助の対象工事及び補助金額等

工事区分	補助対象の要件・工事内容など	補助金額
(1) 耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅。 ・併用住宅の場合は住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の住宅。 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があるとされた住宅。 	補助対象経費の10分の3以内とし、 70万円を限度 とする。
(2) 省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、床、屋根又は天井、壁の断熱改修。 ・省エネ基準(平成11年基準)以上の省エネ性能となるもの。 	補助対象経費の10分の3以内とし、 40万円を限度 とする。
(3) バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> ・室内通路の拡張、階段勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの取り付け、段差の解消、出入り口の戸の改良。 	補助対象経費の10分の3以内とし、 40万円を限度 とする。
(4) 住宅修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕又は補強工事。 ・外壁、屋根等の改修工事及び塗装工事。 ・防火設備・換気設備・避難設備等の設備工事。 ・間取りの変更及び開口部の新設等の改修工事。 ・台所・浴室又は便所の改修工事。 ・建具の取り替え等の工事。 ・断熱・気密又は遮音工事。 ・各種設備配管の新設及び劣化改修工事。 ・その他住宅の機能や性能を維持・向上するための工事。 	15万円を限度 とする。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の制度による助成額は、補助対象経費から除かれます。 ・工事区分(1)～(4)各50万円以上の補助対象経費を対象とします。 ・補助金申請前に工事着手している住宅や新築工事(建て替えを含む)は、補助の対象としません。 ・補助金の交付は、同一人、同一住宅につき(1)、(2)、(3)、(4)それぞれ1回限りです。 ・工事区分(2)～(4)の補助金の合計金額は40万円を限度とします。 <p>※一度補助を受けた方でも、対象となる場合がありますので詳細は下記までお問い合わせ下さい。</p>		

2 補助金の交付対象となる方

- ・日高町の住民基本台帳に記録されている方。
- ・住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住している方又は居住する方。
- ・住宅の所有者及び世帯員全員に町税等の未納がないこと。

3 補助金の対象となるリフォーム工事

日高町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者で建設業の許可を受けた建設業者又は軽微な建設工事のみ請け負うことを営業とする者が行った住宅リフォーム工事が補助対象となります。

4 申請受付期間

今年度の受付は、令和3年4月1日から随時行っていますが、予算の都合上、受付期間の途中で終了する場合があります。(令和4年2月末日までに工事を完了出来るものが対象となります。)

5 申請時に必要な書類

※詳細は、「住宅リフォーム補助金交付制度のパンフレット」または日高町ホームページ(www.town.hidaka.hokkaido.jp/soshiki/kanzai/kanzai-reform.html)をご覧ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

(門別地区) 日高町役場 管財建築課 建築・公営住宅グループ 電話 01456-2-6187
(日高地区) 日高総合支所 地域経済課 施設・管理グループ 電話 01457-6-2084